

## 【小野町】特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）	備考
1	町民生活課	住民基本台帳	-	<p>市町村（特別区を含む。）（以下「市町村という。」）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的去るものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。</p> <p>小野町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成                  ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知                  ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置                  ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知                  ⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付                  ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知                  ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会                  ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更                  ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付                  ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>②の転入届、転居届、転出届は窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナポータルにより申請された電子申請データを、申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能にて通知を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、小野町は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的去るものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編製し、住民基本台帳を作成                  2 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知                  3 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置                  4 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知                  5 本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付                  6 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知                  7 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会                  8 住民からの請求に基づく住民票コードの変更                  9 個人番号の通知及び個人番号カードの交付                  10 個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令」（平成26年総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>2の転入届、転居届、転出届は窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナポータルにより申請された電子申請データを、申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能にて通知を行う。</p>	
			1-1. ③ システムの名称	<p>1. 既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）                  2. 住民基本台帳ネットワークシステム（※）                  3. 団体内統合宛名システム                  4. 中間サーバー                  5. マイナポータル                  6. 申請管理システム</p>	<p>1 既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）                  2 住民基本台帳ネットワークシステム（※）                  3 団体内統合宛名システム                  4 中間サーバー                  5 マイナポータル                  6 申請管理システム</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>	

【小野町】特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）	備考
			1-3 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第7条（指定及び通知）</li> <li>第16条（本人確認の措置）</li> <li>第17条（個人番号カードの交付等）</li> </ul> <p>2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）（平成25年5月31日法律第28号施行時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第5条（住民基本台帳の備付け）</li> <li>第6条（住民基本台帳の作成）</li> <li>第7条（住民票の記載事項）</li> <li>第8条（住民票の記載等）</li> <li>第9条（住民票の記載等のための市町村間の通知）</li> <li>第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付）</li> <li>第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）</li> <li>第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）</li> <li>第22条（転入届）</li> <li>第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）</li> <li>第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）</li> <li>第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）</li> <li>第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）</li> </ul>	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第7条（指定及び通知）</li> <li>第16条（本人確認の措置）</li> <li>第17条（個人番号カードの交付等）</li> </ul> <p>2 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）（平成25年5月31日法律第28号施行時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第5条（住民基本台帳の備付け）</li> <li>第6条（住民基本台帳の作成）</li> <li>第7条（住民票の記載事項）</li> <li>第8条（住民票の記載等）</li> <li>第9条（住民票の記載等のための市町村間の通知）</li> <li>第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付）</li> <li>第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）</li> <li>第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）</li> <li>第22条（転入）</li> <li>第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）</li> <li>第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）</li> <li>第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）</li> <li>第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）</li> </ul>	
			1-4. ② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</li> </ul> <p>（別表第二における情報提供の根拠）</p> <p>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項）</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠）</p> <p>：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない）</p>	<p>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）</p> <p>1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項</p> <p>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）</p> <p>なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない）</p>	
			1-5. ② 所属長の役職名	課長	町民生活課長	
			1-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	<p>小野町役場 総務課</p> <p>郵便番号963-3492</p> <p>住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地</p> <p>電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121</p> <p>E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp</p>	<p>小野町役場 デジタル推進室</p> <p>郵便番号963-3492</p> <p>住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地</p> <p>電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121</p> <p>E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp</p>	
			II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数	令和5年10月31日時点	令和8年2月27日時点	
			IV-8 人手を介在させる作業 （人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か）		十分である	ブルダウンから選択してください。
			IV-8 人手を介在させる作業 （判断の根拠）		複数人での確認を行った上で紐づけを行い、その記録を残している。	「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	ブルダウンから選択してください。
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 （判断の根拠）		システムにおいて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。